

立体駐車場の空きが
増えてきたなあ。

ご存知ですか？
駐車場の設置義務が
緩和されました！！

場合によっては、設置義務台数が半分以下となっていることも。

以下、大阪市の例

共同住宅等建築物の 全住戸数		四輪車駐車施設の設置率	
		1戸当たりの専有床面積が 35m ² 以下の住戸部分	左に掲げる以外の住戸部分
30戸以上	商業系地域	10%	30%
	その他地域		35%
70戸以上	商業系地域	10%	40%
	その他地域		50%

共同住宅等建築物の 全住戸数		駐車施設の設置率	
		1戸当たりの専有床面積が 35m ² 以下の住戸部分	左に掲げる以外の住戸部分
30戸以上		25%	40%
70戸以上		25%	50%



空室がちな立体駐車場を解体して、メンテナンスコストを低減させませんか？
数年間のメンテ費用程度で撤去～平面駐車場への改装まで可能なことも。。。
お気軽にご相談ください！！

〒532-0005 大阪市淀川区三国本町1-17-19

TEL:06-6393-8401(担当:宮崎)

FAX:06-6399-0313



ミヤザキ・メタルサービス

環境産業であり続けたい

ISO14001認証、環境マネジメントシステム審査登録

廃棄物収集運搬業、廃棄物再生事業者登録

施工イメージ

事例：多段式駐車場（10ピット20台）



POINT!!

- ・クレーンと違って玉掛不要
⇒工期の迅速化
- ・トラックへの縦積みが容易
⇒運搬経費節減



- ・グラップルトラックは解体重
機に準じた活用も可
⇒解体＋現場での横持ち移
動＋運搬、1台3役で経費節減



10ピットで、工期：2日
平均的な工期の約半分

